主 原判決を破棄する。 被告人を懲役一〇年に処する。 理 由

本件控訴の趣意は東京地方検察庁検察官検事河井信太郎提出の控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

所論は原判決には法令の適用を誤った違法があると主張し、原判決認定の第一乃至第三の事実にはそれぞれ住居侵入の所為があるとして起訴したところ、原判決は、右住居侵入の所為は判示認定の事実と牽連犯の関係にあり科刑上一罪とさらが、本質的には数罪であるから各別に公訴時効が完成するものと解すべきところ右各住居侵入の所為は昭和三八年中に犯されたものであつて本件起訴当時は既に公訴時効は完成して居るから免訴すべきものであるが、これらは判示認定事実と牽連犯の関係にあるものとして起訴されたものであるから主文においてその言渡しをしない、と判示したが、右は従来の判例に反し法令の解釈適用を誤ったものであるというのである。

よつて刑事訴訟法第三九七条第三八〇条に則り原判決を破棄し、同法第四〇〇条 但書に従い当裁判所において更らに判決する。

当裁判所が認定した「罪となるべき事実」は、原判示第一の事実中第三行目「A方において」を「A方南側板の間から故なく屋内に侵入し」と、同第二の事実中第二行目「B方洋間において」を「B方洋間の南側庭出入口から故なく屋内に侵入し」と、同第三の事実中第二行目「C方風呂脇の高窓から故なく屋内に侵入し」と改める外原判示の各事実と同一であり、「証拠の標目」は原判示対応証拠と同一であるからこれを引用する。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 久永正勝 判事 津田正良 判事 四ツ谷厳)